

令和3年11月10日

お客さま各位

株式会社香川銀行

### NISA口座のみなし廃止措置についてのお知らせ

令和3年度税制改正により、投資信託における2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客さまのうち、2021年12月31日までにマイナンバー（個人番号）をお届けいただけないお客さまは、2022年1月1日において「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなし、非課税口座が廃止されます（みなし廃止）。

また、既にマイナンバー（個人番号）をお届けいただいているお客さまでも、2018年以降の非課税管理勘定（一般NISA）または累積投資勘定（つみたてNISA）が設定されていないお客さまは、同様にみなし廃止となります。

「みなし廃止」対象となるお客さまで、引き続き非課税口座の利用を希望されるお客さまは、あらためて非課税口座の申し込みをお願いします。

詳しくは投資信託お取引店までお問合せください。

以上

本件に関するお問い合わせ先 株式会社香川銀行 個人コンサルティング推進部 フリーダイヤル 0120-166-823 平日 9:00 ~ 17:00
--

# マイナンバーを未提出の状態 一般NISA口座を 開設しているお客様へ

**一般NISA口座を開設している証券会社にマイナンバーを  
まだ提出していないお客様は、2022年1月1日をもって  
NISA口座が廃止される可能性があります。**〈下図参照〉

※2021年12月末時点で一般NISA口座で保有していた商品については、非課税保有期間(5年間)の満了により、課税口座(一般口座または特定口座)に払い出されます。

※NISA口座の廃止後は、改めて口座開設を行うことによって、NISA口座を再開設することができます。

※つみたてNISAを利用している方は、マイナンバーは提出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

2018年以降に  
一般NISA口座を開設された方

2017年以前に  
一般NISA口座を開設された方で  
2018年以降も  
NISAを利用している方(※1)

2017年以前に  
一般NISA口座を開設された方で  
2018年以降、  
NISAを利用していない方

マイナンバーは提出済みですので  
2022年以降も引き続き  
NISA口座を利用できます

**マイナンバーを提出していない場合は  
2022年1月1日をもって一般NISA口座が  
廃止される可能性があります(※2)**

※1. NISA口座で買付を行っていなくとも、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは提出済みです。また、一般NISAでなくともつみたてNISAを利用されている場合には、マイナンバーは提出済みです。

※2. 詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。

一般NISA口座で保有する商品のロールオーバーを希望される場合や、2022年以降も引き続きNISA口座のご利用を希望される場合には、各証券会社が定める期限までに、マイナンバーを提出する必要があります。

詳しくは、NISA口座を開設しているお取引先の証券会社までお問合せください。